

第9回伊達市都市計画審議会 議事録

日 時 平成28年2月3日(水) 13時30分～15時00分
場 所 伊達市役所 本庁舎 2階 特別会議室
出席者 11名
欠席者 4名(丹波史紀委員、渡邊武委員、清野直人委員、高木弘子委員)
資 料 1) 次第
2) 委員名簿
3) 伊達市都市計画審議会条例
4) 伊達市都市計画審議会会議運営規則
5) 当日資料: 資料1、伊達市都市計画マスタープラン概要版
6) 事前資料: 伊達市都市計画マスタープラン本編、市民説明会会議録

13:30 開始

<p>【開 会】 都市整備課長</p>	<p>皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 只今より第9回伊達市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、建設部都市整備課長の渋谷と申します。お手元の会議次第に基づきまして進行させていただきます。よろしくお願いいたします。 なお、委員15名のうち名簿2番丹波委員、名簿3番渡邊委員、名簿4番清野委員、名簿13番高木委員の4名が欠席ではございますが、その他の委員11名が出席されていますので、伊達市都市計画審議会条例第6条の規定により、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、次第の2、ご挨拶を伊達市長仁志田昇司より申し上げます。</p>
<p>【挨拶】 市長</p>	<p>本日、伊達市都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。 今回、皆様方にお諮り申し上げますのは、「伊達市都市計画マスタープラン」の決定についてであります。これは、伊達市としての基礎固めの10年を振り返り、これからの発展に向けた新たな取り組みを盛り込んだ計画となっておりますので、皆様には新たなまちづくりの視点からご助言を賜りますようお願い申し上げます。 さて、伊達市も今年は10周年という重要な節目の年を迎えるとともに、新たな10年に向かってスタートを切ったところであります。現在</p>

	<p>は、急激な少子高齢化の進行と人口減社会の到来など、本市を巡る環境は大きく変わりつつあります。そのような中であって、復興道路として「相馬福島道路」がこれまでに経験したことの無いスピードで工事が進められており、その完成によって伊達市の高速交通ネットワークが飛躍的に改善されることとなります。今後は、こうした状況を強く認識し、その効果が最大限発揮できるよう、企業誘致をはじめ、本市の特質を活かした農商工連携による六次化産業推進や、道の駅、歴史観光事業等の整備、新たな住宅団地の開発に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>結びに、今後も、市政運営に対しまして、皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、挨拶といたします。</p>
<p>【諮問】 都市整備課長</p>	<p>続きまして、次第の3、諮問に入ります。</p> <p>伊達市都市計画審議会会議運営規則第4条の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部会長、議長席へお移りください。</p>
<p>市長</p>	<p>(市長が議長席に歩み寄り、議長が起立して、相対し、諮問書を読み上げる)</p> <p>伊達市都市計画マスタープランの決定について (諮問)</p> <p>伊達市都市計画審議会条例 (平成18年条例第147号) 第2条第2号の規定に基づき、伊達市都市計画マスタープランの決定について、貴審議会の意見を求めます。</p>
<p>都市整備課長</p>	<p>(市長が諮問書を議長に提出し、席に戻る)</p> <p>市長はここで、退席をさせていただきます。</p>
<p>市長</p>	<p>(市長退席)</p>
<p>都市整備課長</p>	<p style="text-align: right;">13 : 50</p> <p>続きまして、当審議会の事務を所管しております職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>「都市整備課課長補佐の高橋です。」</p> <p>「都市整備課の佐藤です。」</p>

都市整備課長	<p>「都市整備課の瀬戸です。」</p> <p>最後に、私、都市整備課長の渋谷と申します。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議事進行については、阿部議長、よろしくお願いいたします。</p>
阿部議長	<p>福島大学の阿部でございます。活発な審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、伊達市都市計画審議会会議運営規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名をします。今回は、名簿7番佐藤委員と名簿8番松本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第12条の会議の非公開についての規定により、会議は非公開とし、議事録については、市のホームページ等にて公開したいと思います。</p> <p>《※報道機関の方はご退出願います。》</p> <p>《※報道機関等退出》</p> <p style="text-align: right;">14 : 00</p>
【議 事】 阿部議長	<p>それでは、議事に入ります。先ほど市長より諮問されました「伊達市都市計画マスタープラン」であります。内容については、事前資料として委員の皆様へ配布をさせていただきました。</p> <p>委員の皆様には一読いただいていると思いますので、事務局より概要の説明を求め、その後、質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
阿部議長	<p>それでは、説明を事務局に求めます。</p>
事務局 渋谷課長	<p>はい、議長。</p>
阿部議長	<p>どうぞ。</p>

<p>事務局 渋谷課長</p>	<p>それでは、事務局よりお手元の【資料1】を使って、概要の説明をさせていただきます。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>続けて、課長補佐の高橋より【伊達市都市計画マスタープランの概要版】で内容の説明をさせます。</p>
<p>事務局 高橋補佐</p>	<p>それでは、お手元の【伊達市都市計画マスタープランの概要版】で説明させていただきます。</p> <p>(概要版により説明)</p> <p>説明は、以上となります。</p>
<p>阿部議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明を受けました伊達市都市計画マスタープランに対して、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思います。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>小湊委員</p>	<p>はい議長。</p>
<p>阿部議長</p>	<p>小湊委員お願いします。</p>
<p>小湊委員</p>	<p>この案を策定するに当たって、県と協議しているとのことだが、県本課の話では、県北都市計画区域マスタープランと整合しない部分があると伺っているが、その辺の取り扱いはどうなっているのか。</p>
<p>阿部議長</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画法の中では、区域マスタープランに即した形で策定するとなっているが、一方で、国土交通省で発行している都市計画運用指針の解釈では「市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想、国土利用計画法第4条に基づく市町村計画等に即したものとすることが望ましい。」と記載されている。本市としては、都市計画区域マスタープラン</p>

	<p>に必ずしも即していない部分があるのは承知しておりますが、市の進めるべきまちづくりの方針を掲げたものでありまして、一部即さない部分があるのも、やむを得ないものと考えております。なお、区域マスタープランに即さない部分については、県に区域マスタープランの見直しを要望していくことを説明させていただきました。</p>
阿部議長	<p>ありがとうございました。小湊委員どうですか。</p>
小湊委員	<p>はい議長。</p>
阿部議長	<p>小湊委員お願いします。</p>
小湊委員	<p>ということは、この案で進めるということでのいいのですね。</p>
阿部議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>本市としては今般説明させていただいたマスタープランで決定させて頂きたいと考えております。</p>
阿部議長	<p>小湊委員。</p>
小湊委員	<p>確認ですが、本編に「福島県の区域マスタープランに即して」と記載されているがどう扱うのか。</p>
阿部議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>はい議長。</p>
阿部議長	<p>どうぞ。</p>
事務局	<p>都市計画法上の法文として、「即して」となっていることから記載したものであります。ただし、先ほども説明しましたとおり、国の都市計画運用指針で記載されているとおり、あくまで「望ましい」形であると解釈をしております。また、県の市町村都市計画マスタープラン策定のガイドライン等にあるとおり、市町村の実情に応じて、適宜、区域マスタープランの見直しを求めていくこととなります。</p>

阿部議長	宜しいですか。他にありませんか。
熊田委員	はい議長。
阿部議長	熊田委員どうぞ。
熊田委員	マスタープランに様々な土地利用の方針が記載されているが、特に新たに整備される I C 周辺、中でも国道 4 号に出来る I C は平成 32 年度末での供用が予定されている。その I C 周辺を新たな都市機能能の誘導拠点の商業業務地ゾーンとしているが、県との協議の方向性を伺いたい。
阿部議長	事務局お願いします。
事務局	今後の進め方ではありますが、都市計画マスタープラン策定後、(仮称)国道 4 号 I C 周辺及び(仮称)福島保原線 I C 周辺については、市街化調整区域ではありますが、開発動向が非常に高まっていることから、この 2 地域に限っては、都市計画マスタープランを上位計画として、I C 周辺土地利用構想を定め、その構想に基づき適切に土地利用を誘導してまいりたいと考えております。具体的に話のありました国道 4 号 I C 周辺の商業エリアの開発については、県都市計画課と協議が開始されたところであります。
阿部議長	熊田委員どうぞ。
熊田委員	伊達市の将来計画として、この都市計画マスタープランが非常に重要なものと考えます。このマスタープランを基に国や県と協議を進めて頂きたいと思います。
事務局	わかりました。
阿部議長	他にございますか。はい、安藤委員。
安藤委員	小湊委員から指摘ありましたが、平成 22 年度に県との協議が整わなかったという事実は、我々も承知しているが、今回は、県との協議はどの程度実施したのか。

事務局	はい議長。
阿部議長	事務局。
事務局	素案策定時に県北建設事務所、県都市計画と協議を実施し各々の回答に対し市の対応方針を説明してきた。また、原案策定時にも県都市計画と協議し回答を戴いている。
阿部議長	安藤委員どうぞ。
安藤委員	段階段階で協議を実施してきたことは理解した。原案時の県協議の内容は具体的にどのようなものか。
阿部議長	お願いします。
事務局	誤字等を含め協議内容が多数あることから、主だったものをご説明致します。県の指摘事項としては、市マスタープランに記載あります国道4号IC周辺での商業業務地ゾーンに関することに対し、都市計画区域マスタープランに即した内容とすることとのご意見がありました。この意見に対する市の対応方針としましては、国土交通省都市計画運用指針における市町村マスタープランの基本的な考え方に記載のとおり、あくまで、区域マスタープランに「即したものとすることが望ましい」と考えると回答しております。また、今回の伊達市の都市計画マスタープランについて、「福島県都市計画に係る広域調整実施要綱」に基づく、広域調整が必要になると意見があり、この意見に対する市の対応方針としましては、「福島県都市計画に係る広域調整実施要綱」の法的根拠としている都市計画法第19条第5項については、都市計画決定に係るものを対象としておりますが、都市計画マスタープランは、都市計画決定には該当しないものでありますので、県要綱は都市計画法の主旨に反しているものと考えており、また、要綱については、法的規範性を有する条例及び規則とは違い、何ら法的効力の無いものであると回答しております。なお、これらの、区域マスタープランと市マスタープランの関係の考え方については、国土交通省都市局都市計画課と伊達市で協議を実施しており伊達市の考え方で間違いない旨、国土交通省にはご理解いただいております。法的な解釈、考え方について、国土交通省と認識を共有しております。

阿部議長	どうぞ。
安藤委員	一言でいえば国のお墨付きを貰ったということになりますか。
事務局	はい議長。
阿部議長	事務局。
事務局	市の理解している内容で国にも理解いただいということでございます。
阿部議長	次の質問。佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	先ほどの熊田委員と重複するところがありますが、土地利用として、新たな都市機能の誘導拠点としている箇所について、今後、I Cを中心とする都市計画を考えた場合に非常に大切なことで、この計画を運用する際には権限移譲などで市で権限を持っているものもありますが、県との調整もあります。この機会に区域区分の見直しや用途地域の設定などを検討してはどうか。
事務局	はい議長。
阿部議長	事務局、どうぞ。
事務局	先ほど説明させていただいたとおり、(仮称) 国道4号 I C周辺及び(仮称) 福島保原線 I C周辺については、市街化調整区域ではありますが、開発動向が非常に高まっていることから、都市計画マスタープランを上位計画として、I C周辺土地利用構想を定め、その構想に基づき適切に土地利用を誘導してまいりたいと考えております。その手法として、市街化区域編入だけでなく、I C周辺土地利用構想に基づく地区計画の設定などを実施しまして、秩序ある開発を誘導するよう考えてございます。
阿部議長	佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	地区計画などを作って計画を進めるに当たり、農振農用地など問題が

	あることから市で検討して、都市的土地利用に誘導していくことが大切だと思います。
事務局	わかりました。
阿部議長	宜しいですか。他にいらっしゃいますか。 清野委員。
清野委員	復興道路による交流人口の増加への対応が必要不可欠であり、保原総合公園は今現在拡張事業を進めているが、将来的には更なる拡張を検討していかなければならないと考えますが、都市計画マスタープランではどのように位置付けしておりますか。
阿部議長	事務局。
事務局	保原総合公園の拡張についてはその必要性を認識しており、当計画でも機能の拡充を記載していますが、個別具体的に何ヘクタール拡張するなどの規模の記載はありません。今後、この都市計画マスタープランを上位計画としまして、緑の基本計画などの個別の計画策定時に検討してまいります。
阿部議長	清野委員どうぞ。
清野委員	定住促進のための新たな住宅団地整備として、高子駅北側地区を検討していることは理解しているが、その他に検討している地区などはあるか。
阿部議長	お願いします。
事務局	その他の地区で大規模な住宅団地を計画している地区はありません。
阿部議長	清野委員。
清野委員	伊達や保原のIC周辺や幹線道路沿線などは、商業地や住宅地整備として整備を推進する観点から市街化調整区域を外し市街化区域に編入するなどの対応が必要と考えるが、どのように対応していくのか。

事務局	はい議長。
阿部議長	事務局どうぞ。
事務局	長期的な観点からは、都市計画の区域区分の廃止や用途地域の設定などを含め検討してまいりたいと考えております。短期的には、策定予定のIC周辺土地利用構想に基づいた地区計画の設定により適切に開発を誘導していきたいと考えております。
清野委員	将来的には伊達と保原の市街地が繋がるように開発していくべきだと思います。
事務局	参考にさせていただきます。
阿部議長	はい、樫村委員お願いします。
樫村委員	<p>伊達署に赴任して2年になりますが、警察としては、安全安心なまちづくりが重要であると考えております。高速交通ネットワークによる利便性の向上は犯罪者にとっても同じだと思います。県外からも容易にアクセスできることから、油断すると安全安心なまちづくりが損なわれてしまいます。</p> <p>また、高齢化社会の進行による徘徊や孤独の問題など、高齢化に対応する対策も進めていく必要があるだろうと思います。</p> <p>防犯まちづくりの推進ということで、安全安心で綺麗なまちづくりが防犯対策には欠かせないことでもあります。防犯灯の設置、街路灯の充実など記載ありますが、現状としては、伊達市の夜間は暗いです。そしてそこに犯罪者が集まってきているのが、実態です。具体的な防犯灯の設置の計画はこれからだと思いますが、商店街なども防犯カメラが無いことも相まって、外国人グループなどによる犯罪が多発しております。防犯灯や防犯カメラの設置は防犯対策に効果的でありますから、防犯対策がきちりとしている社会づくりをお願いしたいと思います。安全安心なまちづくりを怠りますと観光などの交流人口にも悪影響があるものと考えますので、幹線道路や駅前、また自然災害の多い箇所などに防犯カメラなどの設置が必要です。設置効果の具体的事例として、郡山市の駅前商店街に商店の皆さんで駅前通りに数多く防犯カメラを設置したところ、犯罪が激減した事例もございますので、防犯まちづくりの推進</p>

	<p>をお願いしたいと思います。</p> <p>また、地域ぐるみの防犯対策の強化の促進ということですが、地域の安全安心といいますのは、当然ながら警察や行政だけで成り立つものでもありませんので、市民の方もいっしょになって作っていくものであると思います。伊達市にはその基盤があると思いますので、ぜひ全国に先駆けて取り組んで戴ければと思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。関係各課にも必ずご意見を伝えます。</p>
阿部議長	<p>いらっしゃいますか。清野委員どうぞ。</p>
清野委員	<p>県ではコンパクトシティという考えを示している。国道4号線沿線の商業開発を従前に検討した際に、福島大学の鈴木浩先生からもコンパクトシティに対する考え方について問われたと思うが、市ではどういった考えで進めていくのか確認したい。</p>
阿部議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>国を挙げてコンパクトシティの推進をしていることは承知をしております。しかしながら、地域特性という事情もあります。例えば伊達市の状況であります。県北都市計画区域に伊達、保原、梁川の一部が入っておりますが、それぞれ3箇所の市街化区域がございます。伊達市の特殊な事情といいますのが、伊達地域の市街化区域と保原地域の市街化区域の間に2kmしか市街化調整区域が挟まっていない、それから、保原地域と梁川地域の市街化区域も3kmしか離れていない、要するに、市街化区域がさほど広くないエリアに3箇所点在しているという状況にあります。これが、伊達市の特性、特徴です。しかしながら、例えば、福島市や郡山市などは、広い市街化区域を抱えておりますので、市街化区域の中でコンパクトな推進を求められる特性があるということでございます。伊達市は現在指定されている市街化区域が非常に狭い状況にあります。保原市街化区域と伊達市街化区域の間が2kmしか離れていないその間が市街化調整区域で今なにも出来ない状況になっております。ですから、伊達市とすれば、こういった地域特性がありますので、少しずつではありますが、郊外に市街地を求めていかざるを得ない状況にあります。そういった意味では、県では市街化調整区域での住宅団地の整備</p>

	<p>や大型商業施設の誘致については、コンパクトシティの考え方に相反しているのではないか、という意見もいただいております。しかし、伊達市には伊達市の地域特性がありますので、県に意見されてもそうはいかないと理解しております。</p> <p>もう一方で、もちろんコンパクトなまちづくりの重要性も認識しています。市で掲げております「健幸都市」で歩いて暮らせるまちづくりを推進しておりますから、別途検討すべきであると考えております。</p> <p>つまり、申し上げたいのは、伊達市は福島市や郡山市とは相当事情が違うので、単純にコンパクトシティの推進という政策にはならないということでございます。</p>
阿部議長	清野委員よろしいですか。
清野委員	伊達市の特性を理解いただき、大型商業施設の開発について推進してもらいたいと思います。頑張ってください。
事務局	わかりました。
阿部議長	<p>それでは、何もなければこれで審議を終了しまして、引き続き、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・</p> <p>それでは、【審議第1号】伊達市都市計画マスタープランの決定について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。</p> <p>・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・</p> <p>それでは、異議なしと認め、【審議第1号】伊達市都市計画マスタープランの決定については、審議会として了承することとします。</p> <p>続きまして、市長への答申内容について、確認したいと思います。事務局お願いします。</p> <p>・・・・・・・・（事務局で資料配布）・・・・・・・・</p> <p>ただ今、事務局で配布しました答申書（案）のとおり伊達市長に答申</p>

<p>【閉 会】 都市整備課長</p>	<p>することにしますので、よろしくお願いします。</p> <p>答申書については、審議会終了後、私から市長に提出することとします。</p> <p>以上で議事を終了しますので、議長の任を辞したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>あとは、事務局にお返しします。</p> <p>それでは、本日予定の議事は全て、終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして第9回伊達市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、長時間ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">15:00 終了</p>
-------------------------	---